

仕 様 書

この仕様書は、栄養給食管理システム（以下「当該システム」という。）の購入及び納品について適用する。

1 品名及び数量

栄養給食管理システム 一式

2 構成及び規格、求める性能等

(1) 栄養給食管理システム 1式

当該システムのパッケージソフトウェアは、次のいずれかの製品とし、この稼働要件を満たすシステムを構築すること。

① データシステムソリューション(株) 給食の匠 PRO

② (有)シー・アイ・エス オレンジマイスター

(2) クライアント端末 (デスクトップ) 2式

(3) クライアント端末 (ノート) 1式

(4) カラープリンタ 1式

※ 当該システムに求める性能は、別紙1「構成及び規格、求める性能等の詳細」のとおりとする。

3 システム構築条件

(1) サーバ

① 当該システムのサーバ構築については、別途発注者が整備する仮想基盤を用いることとする。なお、この仮想基盤については、当該システムにおいて Oracle を利用することは想定していないため、受注者がサーバ構築する条件として必要な場合は、別途サーバ本体を構築することとし、これに要する費用は、すべて本契約に含めるものとする。

② 当該システムの仮想基盤の割当の想定は、別紙2「仮想基盤の割当想定」のとおりとし、仮想基盤のスペックの確認や利用条件の設定については、別途発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。仮想基盤の利用開始は、令和4年1月中旬を予定していることに留意すること。

(2) クライアント端末

当該システムのクライアント端末への設定については、前記2に定めるクライアント端末3台（部門システム専用）と、別途発注者が整備する電子カルテシステムとの相乗り端末8台への設定作業を行うこと。クライアント端末個々に設定作業を行うことや相乗り端末のOSはWindows10であることを想定すること。

(3) 当該システムと電子カルテシステムの接続については、富士通製 HOPE EGMAIN-GX と接続すること。接続にあたって、インタフェースの改修に要する費用は、当該システムだけでなく電子カルテシステム側も含め、すべて本契約に含めること。

- (4) 納入物品の据付調査、運搬、搬入、組み立て、データ移行（抽出は除く）、試運転調整、操作研修、リハーサル立会（2回）に要する費用は、すべて本契約に含めること。
- (5) 電子カルテシステムのリハーサル（1回目）を令和4年3月19日に予定しているため、この日までに当該システムをプレ稼働ができるよう計画すること。

4 一般的条項

- (1) 受注者は、納入物品の納入期限を厳守するとともに、納品にあたっては、事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じた場合には、当院に連絡すること。
- (2) 受注者は、納入物品を当院に引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理について、責任を持って行うこと。
- (3) 受注者は、機器の引き渡しの際、次の書類等を提出すること。
 - ① 機器の構造、機能及び取り扱いに関する説明書とメーカー発行の保証書
 - ② 機器に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表
- (4) 新品・未開封のものを納品すること。

5 納入場所及び納入方法等

- (1) 納入場所
広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号
広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）
- (2) 納入方法
 - ① 受注者は、発注者が別途提示する入退館手続きに従うこと。
 - ② 受注者は、発注者と協議のうえ、事前に納入日を設定するものとする。ただし、納入日の設定にあたっては、搬入動線やエレベーターの利用制約等を理由とした変更が生じる場合があるため、留意すること。
- (3) 担当
本部事務局 安佐市民病院整備室 越智
電話番号：082-815-5211（代表） 内線 2752

6 納入期限

令和4年4月30日

7 検査及び引き渡し

- (1) 受注者は、納入物品の納品完了後、速やかに前記5(3)の担当に連絡をし、当院の指定する者の検査を受けること。
- (2) 受注者は、検査を受ける際、納入物品のメーカー名・規格・型番等が明確に確認できるものを用意しておくこと。確認できない場合は検査不合格とする。
- (3) 検査の結果、不合格となった場合の取り替え等に要する費用は、受注者の負担とする。

8 保証期間

納入物品の検査後1か年とする。ただし、受注者又は製造者の責任に帰する機器の破損及び故障については、保証期間終了後であっても無償修理又は良品と取替えるものとする。

9 その他

本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、詳細を決定するものとする。